

(証券コード 8153)  
2019年6月4日

株 主 の 皆 様 へ

東京都品川区大崎二丁目1番1号  
**株式会社モスフードサービス**  
取締役社長 中村 栄輔

## 「第47回定時株主総会招集ご通知」に関する インターネット開示情報のご案内 (法令及び定款に基づくみなし提供事項)

### インターネット開示事項

1. 業務の適正を確保するための体制の  
整備についての決議の内容の概要…………… 1
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…… 4
3. 株式会社の支配に関する基本方針…………… 6
4. 連結注記表…………… 7
5. 個別注記表…………… 19

「業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

<当社ウェブサイト> <https://www.mos.co.jp/company/ir/event/meeting/>

## 1. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、経営リスクのマネジメントを行い、全社的な内部統制システムの整備の推進及び緊急時（重大なコンプライアンス違反、重大な食品事故、甚大な被害が生じた災害等）の危機対応を行います。なお、これらの事項を決議する取締役会には、顧問弁護士等の社外の専門家の出席を要請し、決議内容の公正性を担保するものとしします。
- ② 全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等を担当する取締役を設置します。当該取締役は、その実働組織として、全社的なリスクのマネジメントを行う「リスク・コンプライアンス委員会」及びディスクロージャーの信頼性リスクのマネジメントを行う「内部統制委員会」を設置し、その統括を行います。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べることができます。
- ③ 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため、「モスグループ行動規範」の周知徹底を図ります。
- ④ 内部通報制度に関する規程に基づき、社内及び社外に相談窓口を設置し、迅速な対応を実施します。なお、当社の内部通報制度は、匿名を保持することによって、またはいかなる不利益な取扱いも当該規程において禁止することにより、内部通報者の継続的な保護を徹底します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報セキュリティ管理規程」、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書等を閲覧できるものとしします。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役、執行役員等の職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき、取締役、執行役員等に業務の執行を行わせませす。
- ② また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
  - a) 取締役会により経営計画を策定し、これに基づく事業部門ごとの業績目標及び予算の設定（管理会計）を行い、取締役及び執行役員ごとの業績目標を明確にします。
  - b) 各取締役は、毎月開催する取締役会において、業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等（管轄する執行役員に関する事項を含む）を報告することにより、業務執行状況の管理、監督を受けます。なお、執行役員は四半期に1回取締役会に報告を行うものとしします。

c) 取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

#### **(4) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社及びグループ各社間での業務の適正を確保するとともに、「関係会社管理規程」に基づき情報の共有化、指示及び要請の伝達等の適正化を図ります。
- ② グループ各社に関する重要事項については、「関係会社決裁権限基準」等に基づき当社取締役会または当該会社を主管する取締役が決裁を行う等、グループ経営における一体性の確保を図ります。
- ③ 内部監査部門は、定期的に当社及びグループ各社の内部監査を実施し、改善指導及び助言を行います。グループ各社に関連する事項は、適宜、グループ管理を行う部門に通知するものとします。
- ④ 当社グループは監査役の連絡会を設置し、各社の監査役と当社の内部監査部門及び監査役が緊密に連携して当社グループにおける監査役監査及び内部監査の効率化、高度化を図ります。

#### **(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い、「財務報告に係る内部統制管理規程」及び「財務報告に係る内部統制実施要綱」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用については、「内部統制委員会」がこれを行い、当該統制システムの整備状況及び運用状況の評価については、内部監査部門を中心とした「内部統制評価チーム」がこれを行います。これらを通じて、当社グループは、健全な内部統制環境の構築に努めるとともに、業務プロセスの統制活動を実施し、財務報告の信頼性と適正性を確保するための有効かつ正当な評価を可能とする財務報告に係る内部統制システムを構築します。

#### **(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役会からの要請があった場合には、その要請に基づき監査役室を設置し、当社グループの業務の執行に係る役職を兼務しない専属の使用人を配置し、監査業務を補助するものとします。
- ② 監査役室に属する使用人の人事異動及び当該使用人を懲戒に処する場合には、あらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

## **(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。グループ各社の監査役が監査活動の中で当該事実等を発見した場合、またはその報告を受けた場合は、監査役連絡会に報告します。この報告者等については、内部通報制度における通報者と同等の保護が受けられることが監査役連絡会に関する規程において定められています。
- ② 内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門、法務部門を担当する取締役は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告しなければならないものとしします。なお、当該報告は取締役会の中で実施されることを妨げません。
- ③ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対し、その説明を求めることができるものとしします。取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとしします。

## **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、会計士等に対して、監査業務に関する助言を受けられる機会を保障します。そのために支出した費用については、監査役の職務の執行に必要なものではないと認められる場合を除き、当社がこれを負担します。その他監査役の職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく経費予算を確保するものとしします。
- ② 監査役は、内部監査部門が実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について、適宜、報告を受けるものとしします。
- ③ 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つ等緊密な連携を保つとともに、会計監査人の監査計画については事前に報告を受けるものとしします。
- ④ 取締役社長（必要に応じて、他の取締役）と監査役との定期的な意見交換を実施します。

## **(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

「モスグループ行動規範」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的な勢力または団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、法務・総務担当部門が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応してまいります。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

- ① 当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について、内部統制システムの整備及びリスク・クライシスのマネジメント等を担当する上席執行役員が統括する「リスク・コンプライアンス委員会」（当事業年度は12回開催）、「内部統制委員会」（当事業年度は4回開催）及び内部監査部門による監査を実施し、健全な内部統制環境の構築に努めました。
- ② また、当社グループの全社員が持つべき意識、取るべき行動として制定した「モスグループ行動規範」を、事業年度の年初に全社員が読み合わせを行うことにより、高い企業倫理観を保持とともに、社会的責任を果たすように徹底しました。
- ③ 社外取締役及び社外監査役は、独立役員会等を通じて、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレート・ガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しました。

### (2) コンプライアンス及びリスクマネジメント

「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、CSR推進室長を委員長、リスク・コンプライアンスに関する部門の責任者を委員として日々モニタリングを行い、リスク並びにクライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制を推進しました。

### (3) 取締役の職務執行

原則として定時取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで迅速な経営判断を行いました（当事業年度は合計17回開催）。また、より本質的な議論を行うため、議案の絞り込み、事前の資料送付の早期化等、運営方法の見直しを図りました。

### (4) グループ会社管理体制

- ① 「関係会社決裁権限基準」に基づき、取締役会において、グループ会社に関する重要事項について報告を受け、その承認を行いました。
- ② また、当社及び子会社の監査役から構成されるモスグループ監査役連絡会を開催（当事業年度は2回開催）し、当社グループにおける監査役監査及び内部監査の効率化、高度化を図りました。

## **(5) 監査役の監査体制**

- ① 監査役は、取締役会への出席、取締役ミーティングその他重要会議への出席及び主要な稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧し、適宜使用人からのヒアリングをすることにより当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行いました。
- ② 監査役の監査業務を補助するスタッフとして、内部監査部門の使用人が監査役会事務局等、適宜監査役の補助業務に従事いたしました。
- ③ また、監査役会を開催（当事業年度は6回開催）し、経営の適法性・妥当性・コンプライアンスに関して、広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

### 3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得行為を行うとする者に対しては、当該買付けに関する情報の開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見等とともに公表するなどして、株主の皆様が当該買付けについて適切な判断を行うための情報の確保に努めるとともに、その判断のために必要な時間を確保するように努めるなど、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じる所存であります。

また、当社は、定款第17条において買収防衛策の基本方針を株主総会の決議により定めることができる旨を規定しており、今後、経営環境の変化その他の状況に応じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するためには買収防衛策が必要と判断した場合には、同条の規定に基づき所要の手続きを経た上で買収防衛策を導入することを検討いたします。

## 4. 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 9社
- ・連結子会社の名称

(株)エム・エイチ・エス、(株)モスクレジット、(株)モスストアカンパニー、(株)モスダイニング、(株)モスシャイン、モスフード・シンガポール社、魔術食品工業(股)、モスフード香港社、モスフードサービス・タイランド社

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称

モグ インドネシア社、香港モスバーガーインベストメント社、広東摩斯貝格餐飲管理有限公司（香港モスバーガーインベストメント社の子会社）

(連結の範囲から除いた理由)

前連結会計年度において持分法適用の関連会社であったモグ インドネシア社の株式を当連結会計年度中に当社が新たに追加取得したことにより、子会社に該当することになったものの、当該会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外し、持分法適用の非連結子会社としております。その他の会社につきましては小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外し、持分法適用の非連結子会社としております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社 3社

- ・会社等の名称

モグ インドネシア社、香港モスバーガーインベストメント社、広東摩斯貝格餐飲管理有限公司

##### ② 持分法を適用した関連会社 5社

- ・会社等の名称

紅梅食品工業(株)、タミー食品工業(株)、安心食品服務(股)、モスバーガー・オーストラリア社、モスバーガーコリア社

##### ③ 持分法を適用していない関連会社等の数及び会社等の名称等

- ・(株)モスファーム熊本 他6社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

総平均法による原価法

・時価のないもの

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

・商品及び製品

主として、月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

・ソフトウェア (自社利用)

社内の利用可能期間 (5年) に基づく定額法

・のれん

定額法 (5年)

ただし、重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下のような貸倒引当金を計上しております。

・一般債権

貸倒実績率法によっております。

・貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

- . 投資損失引当金  
関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、一定の算定基準による必要額を見積計上しております。
  - ハ. 役員賞与引当金  
役員賞与の支払いに備えるため、連結会計年度に対応する支給見込額に基づき計上しております。
  - ニ. 賞与引当金  
従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ホ. ポイント引当金  
販売促進を目的としたポイント制度に基づき付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対してその費用負担額をポイント引当金として計上しております。
  - ヘ. 役員株式給付引当金  
役員株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。
  - ト. 株式給付引当金  
株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、株式給付引当金を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - . 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に費用処理することとしております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
在外子会社等の資産及び負債は、各子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
  - . 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (4) 追加情報

##### (株式付与E S O P 信託について)

従業員に中期経営計画への参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより、堅実な成長と中長期的な企業価値の増大を促すことを目的として、当社及び当社グループ従業員（以下「従業員」という）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P 信託」

を導入しております。

#### 1. 取引の概要

本制度では、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下、「E S O P 信託」) と称される仕組みを採用しております。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものであります。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

E S O P 信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く) により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度137百万円、45千株であります。

#### (役員報酬 B I P 信託について)

当社取締役を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「役員報酬 B I P 信託」制度を導入しております。

#### 1. 取引の概要

本制度としては、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「B I P 信託」という) と称される仕組みを採用しております。B I P 信託とは、米国の業績連動型の株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、役位及び業績目標の達成度等に応じて取締役に B I P 信託により取得した当社株式を交付するものであります。

当社は、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定しております。当該信託は予め定める役員株式交付規程に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社 (自己株式処分) または株式市場から取得しております。

当社は役員株式交付規程に従い、取締役に對し各事業年度の役位及び中期経営計画で掲げる業績目標の達成度に応じてポイントを付与し、原則として、取締役退任時に累積ポイントに相当する当社株式を当該信託を通じて無償で交付いたします。

#### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く) により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度29百万円、9千株であります。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積額の変更)

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額189百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

## 4. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、過年度における法人税等の算定に誤りがあることが判明したことから、当該誤謬の訂正による累積的影響額を当連結会計年度期首の利益剰余金に反映しております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金、純資産がそれぞれ84百万円減少しております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,079百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

資金決済に関する法律等に基づき、投資有価証券531百万円（対応する債務、モスカード（プリペイドカード）に係る流動負債「その他」858百万円）を担保に供しております。

(3) コミットメント契約

当社及び連結子会社（㈱モスクレジット）は、効率的な資金調達を行うため、㈱三菱UFJ銀行とコミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日におけるコミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,000百万円
借入実行残高	50百万円
未実行残高	3,950百万円

なお、借入実行残高は全額㈱モスクレジットの借入実行によるものであります。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

F C営業補償金

当社は、2018年8月に当社が展開するモスバーガーの店舗で発生した食中毒事故の影響によるF C加盟店の収益減少の補填を目的とした営業補償を実施いたしました。これに伴い、F C営業補償金1,127百万円を特別損失に計上しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 32,009,910株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

#### イ. 2018年6月27日開催の定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額	468百万円
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2018年3月31日
・効力発生日	2018年6月28日

#### ロ. 2018年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	436百万円
・1株当たり配当額	14円
・基準日	2018年9月30日
・効力発生日	2018年12月10日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額	436百万円
・1株当たり配当額	14円
・配当の原資	利益剰余金
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月27日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投融資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入等により調達しております。一時的な余資については利回りが確定しており、かつ、元本割れの可能性が極めて少ない金融商品を中心に運用することとしております。デリバティブ取引については、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、一部の連結子会社では、金融業を行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券に該当する余資運用の債券（社債、仕組債等）及

び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、加盟店等の取引先企業等に対し長期貸付を行っており、取引先企業等の信用リスクに晒されております。長期貸付金には定期借地権等に係る建設協力金等が含まれております。

賃貸物件において預託している差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、短期借入金並びに未払法人税等は、その全部が1年以内の支払期日であります。これらの営業債務等の流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融资に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的として為替予約を行っております。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは営業債権及び長期貸付金並びに差入保証金について、各事業部門における営業管理セクションが主要な取引先の状況を常時モニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による、いわゆる信用リスクはほとんど無いと判断しております。

#### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って取引を行っております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,819	9,819	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,327		
貸倒引当金 (*1)	△4		
	4,322	4,322	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 (*2)	17,119	17,493	374
(4) 長期貸付金	3,270		
貸倒引当金 (*1)	△3		
	3,266	3,286	19
(5) 差入保証金	177		
貸倒引当金 (*1)	△0		
	177	171	△5
資産計	34,706	35,094	388
(1) 支払手形及び買掛金	4,230	4,230	－
(2) 短期借入金	110	110	－
(3) 未払法人税等	116	116	－
(4) 長期借入金	2,740	2,740	0
負債計	7,197	7,197	0
デリバティブ取引	－	－	－

(\*1) 受取手形及び売掛金、長期貸付金、差入保証金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 投資有価証券には持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 差入保証金

当社では、長期貸付金及び差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,086
差入保証金	4,614

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、上記の差入保証金については、市場価格がなく、かつ、閉店までの実質的な預託期間等を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、「(5) 差入保証金」には含めておりません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、飲食施設等（土地を含む。）を有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

店舗の種類	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
モスバーガー店舗	189	60	250	201

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は次のとおりであります。

モスバーガー店舗

熊谷肥塚店の取得等による増加（77百万円）、リブ総社店他2店舗の売却による減少（5百万円）

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産に関する2019年3月期における損益は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

店舗の種類	連結損益計算書計上額			
	賃貸損益			その他
	賃貸収入	賃貸経費	賃貸損益	
モスバーガー店舗	176	174	1	△12

(注1) 賃貸収入及び賃貸経費は、賃貸収入とこれに対応する費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）であり、それぞれ「設備賃貸料」、「設備賃貸費用」に計上されております。

(注2) その他は、特別利益に計上されている「固定資産売却益」、特別損失に計上されている「固定資産除却損」、「減損損失」であります（△は損失）。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,469円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 29円43銭    |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2016年度より導入している業績連動型株式報酬制度を継続することを決議いたしました。なお、前中期経営計画の業績目標が未達であったため、信託期間の延長時に残余株式が生じることから株式の取得は行いません。

信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ・ 信託の目的 当社取締役に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 受益者 当社取締役のうち受益者要件を充足する者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
- ・ 信託契約日 2016年9月1日 (2019年5月28日付で変更予定)
- ・ 信託の期間 2016年9月1日～2019年9月30日 (変更前)  
2019年10月1日～2022年9月30日 (変更後)
- ・ 議決権行使 議決権は行使しないものとします。
- ・ 株式の追加取得の有無 信託期間の延長に際して、株式の追加取得は行いません。
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(株式付与E S O P信託の継続)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社及び当社グループ従業員(以下「従業員」といいます。)を対象に、中期経営計画への参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより、堅実な成長と中長期的な企業価値の増大を促すことを目的として、2016年度より導入している従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の継続及びE S O P信託に対する金銭の追加拠出について決議いたしました。

信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ・ 信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 受益者 従業員のうち受益者要件を充足する者

・ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
・ 信託契約日	2016年9月1日（2019年5月28日付で変更予定）
・ 信託の期間	2016年9月1日～2019年9月30日（変更前） 2019年10月1日～2022年9月30日（変更後）
・ 議決権行使	受益者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
・ 取得株式の種類	当社普通株式
・ 追加信託金額	140,003,200円
・ 株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

#### （第三者割当による自己株式の処分について）

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

##### 1. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社及び当社グループ従業員(以下「従業員」といいます。)を対象に、中期経営計画への参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより、堅実な成長と中長期的な企業価値の増大を促すことを目的として、2016年度より導入している従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の継続及びE S O P信託に対する金銭の追加拠出について決議いたしました。

本自己株式処分は、E S O P信託の信託期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し行うものです。

##### 2. 処分の概要

① 処分期日	2019年5月30日
② 処分株式数	53,600株
③ 処分価額	1株につき2,612円
④ 処分価額の総額	140,003,200円
⑤ 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)53,600株
⑥ その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

## 5. 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

・時価のないもの

総平均法による原価法

##### ② たな卸資産

・商品及び製品

月次総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産 (リース資産を除く)

・ソフトウェア (自社利用)

社内の利用可能期間 (5年) に基づく定額法

・のれん

定額法 (5年)

ただし、重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下のような貸倒引当金を計上しております。

・一般債権

貸倒実績率法によっております。

・貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

##### ② 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、一定の算定基準による必要額を見積計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ⑤ ポイント引当金  
販売促進を目的としたポイント制度に基づき付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対してその費用負担額をポイント引当金として計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。  
また、数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に費用処理することとしております。  
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ⑦ 債務保証損失引当金  
関係会社等への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑧ 役員株式給付引当金  
役員株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。
- ⑨ 株式給付引当金  
株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、株式給付引当金を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (5) 追加情報  
(株式付与E S O P信託について)  
株式付与E S O P信託に関する注記については、「4. 連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。  
(役員報酬B I P信託について)  
役員報酬B I P信託に関する注記については、「4. 連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 2. 表示方法の変更にに関する注記

(貸借対照表)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

また、税効果会計に関する注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会

計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

### 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積額の変更）

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額96百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

### 4. 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、過年度における法人税等の算定に誤りがあることが判明したことから、当該誤謬の訂正による累積的影響額を当事業年度期首の利益剰余金に反映しております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金、純資産がそれぞれ84百万円減少しております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,217百万円
- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務  
資金決済に関する法律等に基づき、投資有価証券531百万円（対応する債務、モスカード（プリペイドカード）に係る「預り金」858百万円）を担保に供しております。
- (3) 保証債務  
連結子会社である㈱モスクレジットの銀行借入に対し、110百万円の債務保証をしております。  
また、加盟店の㈱モスクレジットからの借入に対し、1,554百万円の債務保証をしております。
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを含む）
- |        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 838百万円   |
| 短期金銭債務 | 577百万円   |
| 長期金銭債権 | 2,874百万円 |
| 長期金銭債務 | 409百万円   |
- (5) コミットメント契約  
当社及び連結子会社(㈱モスクレジット)は、㈱三菱UFJ銀行とコミットメント契約を締結しております。当事業年度末日におけるコミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。
- |              |          |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 4,000百万円 |
| 借入実行残高       | 50百万円    |
| 未実行残高        | 3,950百万円 |
- なお、当該契約は当社分と連結子会社分が一体の契約であり、金額を区分できないため、連結子会社分も含めた総額で表示しており、借入実行残高は全額㈱モスクレジットの借入実行によるものであります。

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	6,842百万円
仕入高	3,382百万円
販売費及び一般管理費	1,690百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,196百万円

### (2) F C 営業補償金

当社は、2018年8月に当社が展開するモスバーガーの店舗で発生した食中毒事故の影響によるF C加盟店の収益減少の補填を目的とした営業補償を実施いたしました。これに伴い、F C 営業補償金1,326百万円を特別損失に計上しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	864,567株
------	----------

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,726株の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加539株、単元未満株式の買増請求による減少52株、株式付与E S O P 信託口及び役員報酬B I P 信託口保有の自己株式の交付による減少2,213株であります。

なお、当事業年度末日の自己株式数のうち株式付与E S O P 信託口が所有する株式数は45,950株、役員報酬B I P 信託口が所有する株式数は9,996株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	7百万円
貸倒引当金	21百万円
賞与引当金	106百万円
ポイント引当金	10百万円
投資損失引当金	38百万円
退職給付引当金	125百万円
債務保証損失引当金	0百万円
未払役員退職慰労金	38百万円
会員権評価損	15百万円
投資有価証券評価損	25百万円
関係会社株式評価損	541百万円
減損損失	448百万円
資産除去債務	62百万円
税務上の繰越欠損金	305百万円
その他	123百万円
繰延税金資産小計	1,870百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,080百万円
評価性引当額小計	△1,080百万円
繰延税金資産合計	789百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	429百万円
資産除去費用	14百万円
繰延税金負債合計	443百万円
繰延税金資産の純額	345百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱モスクレジット	所有 直接 100.00%	—	金銭貸付、銀行借入に対する債務保証	貸付金の回収 (注2)	816	短期貸付金	100
					金銭の貸付 (注2)	133	関係会社 長期貸付金	2,724
					利息の受取 (注2)	20		
					債務保証 (注3)	110		
					保証料の受取 (注3)	0	その他 (流動資産)	0
子会社	㈱モストアカンパニー	所有 直接 100.00%	2名	食材・包装資材等の販売	6,425	売掛金	605	
				店舗の賃貸	677	その他 (固定負債)	331	
				借入に対する債務保証	529			

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) ㈱モスクレジットに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) ㈱モスクレジットの銀行借入(110百万円)につき、債務保証を行ったものであり、年率0.1%の保証料を受領しております。

(注4) 価格、その他の取引条件は、市場実勢及び総原価を勘案し決定しており、他のフランチャイジーと同一の取引条件であります。

(注5) 店舗の賃貸に係る取引条件は、近隣の賃料相場を参考にして、協議の上決定しております。

(注6) ㈱モストアカンパニーの㈱モスクレジットからの借入(529百万円)につき、債務保証を行ったものであり、他のフランチャイジーと同一の取引条件であります。なお、保証料は受領しておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,334円79銭
(2) 1株当たり当期純損失	31円56銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2016年度より導入している業績連動型株式報酬制度を継続することを決議いたしました。なお、前中期経営計画の業績目標が未達であったため、信託期間の延長時に残余株式が生じることから株式の追加取得は行いません。

信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ・ 信託の目的 当社取締役に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 受益者 当社取締役のうち受益者要件を充足する者
- ・ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
- ・ 信託契約日 2016年9月1日 (2019年5月28日付で変更予定)
- ・ 信託の期間 2016年9月1日～2019年9月30日 (変更前)  
2019年10月1日～2022年9月30日 (変更後)
- ・ 議決権行使 議決権は行使しないものとします。
- ・ 株式の追加取得の有無 信託期間の延長に際して、株式の追加取得は行いません。
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(株式付与E S O P信託の継続)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社及び当社グループ従業員(以下「従業員」といいます。)を対象に、中期経営計画への参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより、堅実な成長と中長期的な企業価値の増大を促すことを目的として、2016年度より導入している従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の継続及びE S O P信託に対する金銭の追加拠出について決議いたしました。

信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ・ 信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 受益者 従業員のうち受益者要件を充足する者

・信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
・信託契約日	2016年9月1日（2019年5月28日付で変更予定）
・信託の期間	2016年9月1日～2019年9月30日（変更前） 2019年10月1日～2022年9月30日（変更後）
・議決権行使	受益者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
・取得株式の種類	当社普通株式
・追加信託金額	140,003,200円
・株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

#### （第三者割当による自己株式の処分について）

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

##### 1. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社及び当社グループ従業員(以下「従業員」といいます。)を対象に、中期経営計画への参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより、堅実な成長と中長期的な企業価値の増大を促すことを目的として、2016年度より導入している従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下「E S O P信託」といいます。)の継続及びE S O P信託に対する金銭の追加拠出について決議いたしました。

本自己株式処分は、E S O P信託の信託期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し行うものです。

##### 2. 処分の概要

①処分期日	2019年5月30日
②処分株式数	53,600株
③処分価額	1株につき2,612円
④処分価額の総額	140,003,200円
⑤処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)53,600株
⑥その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。